

東京農工大学学則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p> <p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第8節 授業料、入学料及び検定料</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の返付)</p> <p>第40条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）により、授業料又は入学料の免除が決定した場合、当該授業料免除又は入学料免除相当額</u></p> <p>2 (略)</p>	

附 則(令和2年7月1日経規則第3号)

この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。